

移動等円滑化取組計画書（乗合バス車両）

令和 2 年 6 月 29 日

住 所 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号

事業者名 高槻市自動車運送事業

代表者名 管理者 西岡 博史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

令和 2 年 4 月 1 日現在、乗合バス車両は全車バリアフリー対応車両（ノンステップ・ワンステップ・マイクロ車両リフト付き）となっているが、ノンステップ車両率については、69%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、今後の車両更新においては全てノンステップ車両を導入し、導入率の向上を図る。令和 3 年度にワンステップバス 2 台をノンステップバスに更新することで（マイクロ車両リフト付きバスを除く）、ノンステップバスの割合 70%達成を目指す。

旅客施設については、バリアフリー化されていないバス停において、関係部局及び道路管理者等と連携し、対応可能な箇所に誘導用ブロック等を整備することで可能な限り高齢者、障がい者等のニーズに応じたバリアフリー化を進めていく。

また、駅前ターミナル等他の事業者との連絡が必要な箇所については、引き続きバリアフリー推進協議会を通じて、高槻市とも連携しながら相互に協力し、更なる高齢者・障がい者等の移動の円滑化に取り組む。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①旅客支援については、高齢者、障がい者等の乗降の介助方法等技術的なものや接客の心構え等に係る研修を行う。車いす・ベビーカー利用者からの連絡が入れば、無線や電子スターフにより情報を伝達し座席等の乗車準備を行い、よりスムーズな対応に取り組む。

②情報提供については、駅ターミナル設置の遠隔放送システム及びバスロケーションシステムの活用、バス車内については大型モニターを用いて情報提供を行っていく。また、バス停については路線図や時刻表の配置や照明輝度の改善を行う。

③教育訓練等については、毎年行っている車いすやベビーカーの取扱い研修や、障がい者が参加する研修等を今後も継続していき、円滑かつ柔軟な接遇が行えるよう乗務員研修の実施に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| ノンステップバス | 既存のワンステップバス2台をノンステップバスに更新する。 (令和3年度) |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------|--|
| ICカード乗車体験 | 視覚障がい者、聴覚障がい者の方が、円滑に乗降出来るよう、障がい者団体等と協力し、乗車体験を実施する。 |
| 車いす利用者の乗降時介助 | 車いす利用者がスムーズに乗降できるよう乗務員が介助する。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------------------|--|
| 行先表示器及び車内表示器のフルカラー、LED化 | より見やすく、わかりやすいものとなるようターミナル等の時刻表の更新及び照明をLED化へ更新する。 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|---|
| 乗務員接遇研修 | 国土交通省の「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を参考にする等、「接遇マニュアル」の研修 |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

バリアフリー推進協議会を柱に、障がい者団体等が参加するイベント等に関係部局とも連携した取り組みを行う。
ODデータを活用することにより、利用実態に即したダイヤ編成及びバス停改良等、利便性の向上を図る。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変更内容 | 理由 |
|---------------------|--|---|
| ・ 接遇サービス ・ 情報の発信 | ・ 車いす利用者へ乗降時に乗務員が補助し利便性を図る。 ・ バリアフリー情報及び災害時の情報発信を強化しホームページの拡充を図る。 | ・ ご利用しやすいようサービス向上を図るため ・ ホームページの更なる拡充を図るため |

Ⅴ その他計画に関連する事項

| |
|--|
| |
|--|

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。